香川県新たな観光財源確保に向けた検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　香川県の持続可能な観光地づくりに向けて、新たな観光財源確保に関する検討を行うため、香川県新たな観光財源確保に向けた検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 香川県の新たな観光財源確保に関すること

(2) その他必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 名以内で組織する。

２　検討委員会の構成員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市町を代表する者

(3) 観光関連事業者

(4) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

（委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は委員の互選により選出する。

３　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

４　副委員長は委員長が指名し、委員長に事故がある時または委員長が欠けた時は、その職を代理する。

（運営）

第５条　委員会は、委員長が招集しその進行にあたる。

２　委員がやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、あらかじめ指名する者が代理として出席することができる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、委員の代理の者が出席したときは、当該委員が出席したものとみなす。

４　委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

５　会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

一　香川県情報公開条例（平成１２年条例第５４号）第７条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

二　公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

（秘密の保持）
第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、香川県交流推進部観光振興課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則
この要綱は、令和８年４月 30 日から施行する。

委員名簿

	所属	氏名	役職
1	香川大学　副学長　（観光学）	原　直行	委員長
2	香川大学　法学部　教授（租税法）	青木　丈	副委員長
3	せとうち観光専門職短期大学　准教授	阿部　有香	
4	香川県市長会会長	佐伯 明浩 (観音寺市長)	
5	香川県町村会会長	谷川 俊博 (宇多津町長)	
6	香川県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長 兼　公益社団法人香川県観光協会　会長	三矢　昌洋	
7	日本旅館協会香川県支部　支部長 兼　こんぴら温泉旅館ホテル協同組合　理事長	近兼　弘幸	
8	香川県ホテル旅館生活衛生同業組合 副理事長	中黒　哲也	
9	一般社団法人日本旅行業協会中四国支部 香川支部　支部長	濵田　充	
10	一般社団法人全国旅行業協会香川県支部 支部長	西岡　宏之	
11	一般社団法人小豆島観光協会　会長 兼　小豆島フェリー㈱代表取締役社長	堀川　満弘	
12	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー　役員	後藤田　佳子	
13	一般社団法人香川県バス協会　役員	宮成　志津江	